

社会福祉法人ヤマト自立センター

役員等報酬ならびに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヤマト自立センターの役員及び評議員等の報酬等ならびに費用に関し必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、法人の職員を兼務する役員等やヤマトグループ関係の現役職を兼務する役員等に対しては、報酬を支給しない。

2 役員等には、賞与及び退職金を支給しない。ただし、法人の職員を兼務する役員等は法人退職金規程に準ずる。

(理事会および評議員会の出席報酬)

第4条 理事会、評議員会への出席した役員等に対しては、別表に定める報酬のほか交通費（実費）を支給することができる。

2 理事会または評議員会が法人定款または法人定款細則に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は別表に定める報酬とする。

3 監事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬および交通費は支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第5条 役員等が理事会および評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表に定める報酬のほか交通費（実費）を支払うことができる。

2 監事が理事会および評議員会（出席）以外の日において、法人および施設の指導監査への立会いおよび運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は別表に定める報酬のほか交通費（実費）を支払いすることができる。

（報酬等の支給方法）

第6条 第5条に規程する役員等の報酬は、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第7条 役員等が法人業務のため出張した場合は、旅費等を支給することができる。ただし、法人の職員を兼務する役員等は、法人の旅費規程に準ずる。

2 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（公表）

第8条 法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成27年10月21日より適用する。

この規程は、平成30年 5月16日より適用する。

この規程は、令和 3年 8月24日より適用する。

役員等に対する報酬基準

別表

名称	報酬の額
理事会・評議員会出席報酬	8,000円
決議の省略を行った場合	5,000円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	8,000円
監事監査指導報酬(指導監査立会い含む)	18,000円

※交通費については実費支給とします。また自家用車で出勤（席）した場合は法人の借車規程に準じます。